

和歌山県監査公表第7号

令和2年11月25日付け監査報告第11号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月2日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 秋 月 史 成
和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 那賀振興局地域振興部

監査実施年月日 令和2年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。	注意事項 確認できない備品について、物品不用調書等を作成し是正措置を講じた。 今後は、備品の管理を徹底し、物品管理簿の記載と現物に相違が生じることのないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底した。

2 那賀振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和2年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 過支給となった旅費の早朝加算額については、判明後早急に返納に係る処理を行った。 旅行命令に当たっては、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）に基づき適正に申請を行うよう、改めて職員に周知徹底した。

3 那賀振興局建設部

監査実施年月日 令和2年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 道路占用に係る使用料徴収にお	注意事項 (1) 和歌山県財務規則（昭和63年和

<p>いて、納期限後20日以内に督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 道路保全工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 建設工事請負変更契約において、変更前の契約金額の30%を超えて増額変更されていたが、現に施工中の工事と分離して施工することの著しく困難な理由が記載されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 廃川敷地については、令和元年度末で1件が未処理となっている。今後も引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。</p>	<p>歌山県規則第28条)に基づき、遅滞なく督促状を発するなど適正に債権管理を行うよう、改めて関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 軽易でない設計変更を行う際は、変更承認の手続を行った後、速やかに設計変更を行うよう、改めて職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 現に施工中の工事と分割して施工することが困難な場合、その理由を変更理由書に記載するよう、改めて職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 海神川の廃川敷地については、引き続き河川課等と協議するとともに、処分に向けて売払いの希望者と交渉を継続している。</p>
--	---

4 紀北県税事務所

監査実施年月日 令和2年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 燃料費に係る物品調達台帳において、決裁がなされていない事例</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 過支給となった旅費の早朝加算額については、判明後早急に返納に係る処理を行った。 旅行命令に当たっては、日当の加算要件に則り適正な旅費が支給されるよう、複数人で厳重にチェックすることとし、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 注意を受けた事例は、決裁済みの物品調達台帳を簿冊に綴じて整</p>

<p>があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 車両管理者の確認がなされていなかった。</p> <p>イ 総走行距離の欄に記載がなされていなかった。</p> <p>(4) 不動産取得税の承継取得分について、課税に関する調査を終えていない件数が289件あった。今後、早急に各事案の状況を把握し、課税の可否の決定等をされたい。</p>	<p>理する際、誤って未決裁の物品調達台帳も綴じ込んでしまったことによるものであり、今後このようなことのないよう、適正な事務処理に努めるよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 公用車を使用した際は、使用の都度必ず自動車等使用台帳に運転後の総走行距離等の必要事項を記入した上で車両管理者等に報告し確認を受けるよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 不動産取得税の承継取得分で未処理となっていたものについては、人員体制を大幅に強化するとともに、新たに策定した処理計画に基づく徹底した進行管理の下、上半期中の正常化を目指して4月当初から集中的に取り組んできた。</p> <p>その結果、令和2年12月末時点で、やむを得ない理由により処理を終えることができなかった7件を除き、282件の処理を完了した。</p>
---	---

5 和歌山県立仙溪学園

監査実施年月日 令和2年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 消耗品の納品において、当日不在の職員が納品検査を行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 消耗品の納品時における検査については、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について全職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 自動車等使用台帳については、運転者は総走行距離を記入した上で、車両管理者等に提出するよ</p>

ア 車両管理者の確認がなされていなかった。	う、全職員に周知徹底した。
イ 総走行距離の欄に記載がなされていなかった。	

6 和歌山県立高等看護学院

監査実施年月日 令和2年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 証明手数料において、定額小為替の取扱いを誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 相違が確認された備品については、経緯等を確認の上、事務処理を令和元年度中に完了している。今後は、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 証明手数料における定額小為替の取扱いについて、和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）の規定によらない処理を行っていたので、今後このようなことのないよう、処理手続の見直しを行うとともに適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県立粉河高等学校

監査実施年月日 令和2年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>消費税額の変更に伴う追加使用料の算定を誤り、収入調定額に過徴収が生じたものであり、過徴収分は、予備監査終了後速やかに戻出手続を行い、返金済みである。</p> <p>今後このようなことのないよう、適正な事務処理に務めるよう、関係職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県立貴志川高等学校

監査実施年月日 令和2年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>備品の管理については、事務担当者 と当該備品を管理する職員との連携を密にして行うよう、関係職員に周知徹底した。今後は、購入した備品を定期的に台帳と照合するなど、備品の適正な管理に努めることとした。</p>

9 和歌山県岩出警察署

監査実施年月日 令和2年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>交通事故防止に関する資料等に基づき具体的な指示及び教養を行うとともに、警察本部警務部教養課が実施する指導及び教養の受講、運転訓練等の実施等により、交通事故防止に努めている。</p>